当該病棟における夜勤を行う常勤の看護師の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であること。また、その一部に小規格病棟を有している病院の病棟にあっては、当該病院の病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病院の病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、その最小必要数の四割以上が看護師であって、当該小規格病棟について入院対象者の入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(6)　当該病棟において、作業療法士、精神保健福祉士及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百十七号）第二条第四号ホの臨床心理技術者（以下「臨床心理技術者」という。）の数の合計は、当該病棟の入院対象者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(7)　入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(8)　入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。

一の二　医療観察法病棟入院料の注2及び注4に規定する厚生労働大臣が定める入院対象者

次の(1)及び(2)に該当する入院対象者であること。

(1)　特別医学管理加算を算定している入院対象者

(2)　過去六月の間に、指定入院医療機関運営ガイドライン（平成十七年七月十四日付け障精発第〇七一四〇〇一号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知別紙）に規定する外部評価会議において当該指定入院医療機関の医師及び当該指定入院医療機関以外の複数の医師により治療内容等に係る評価を行った入院対象者

一の三　医療観察法病棟入院料の注3に規定する医療観察地域移行支援病棟入院料の施設基準

(1)　次に掲げる病棟を単位として行うものであること。

(一)　法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者であって、主として地域移行支援を要するものを入院させる病棟

(二)　(一)に掲げるもののほか、小規格病棟

(2)　医療法施行規則第十九条第二項第一号に定める薬剤師の員数以上の員数が配置されていること。

(3)　当該病棟における医師の数は、当該病棟の入院対象者の数が八又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、当該病棟に勤務する医師の過半数は常勤の医師であること。ただし、社会復帰期の入院対象者の看護に一定の経験のある看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計が、当該病棟の入院対象者の数が三又はその端数を増すごとに一以上である場合、当該病棟における医師の数は、当該病棟の入院対象者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上で差し支えないこと。

(4)　当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されており、かつ、当該病棟を有する指定入院医療機関に常勤の精神保健指定医が二名以上配置されていること。ただし、当該病棟のみを有する指定入院医療機関である場合であって、社会復帰期の入院対象者の看護に一定の経験のある看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の数の合計が、当該病棟の入院対象者の数が三又はその端数を増すごとに一以上である場合、当該指定入院医療機関の常勤の精神保健指定医は一名以上配置されていれば差し支えないこと。

三又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、その最小必要数の四割以上が看護師であって、当該小規格病棟について入院対象者の入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(6)　当該病棟における常勤の作業療法士、精神保健福祉士及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百十七号）第二条第四項ホの臨床心理技術者の数の合計は、一に当該病棟の入院対象者の数が五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上であること。ただし、百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院であって、入院対象者の状態に応じた入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されているものにあってはこの限りでない。

(7)　入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(8)　入院対象者入院医学管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。

（新設）

（新設）